

## 第22回定時株主総会資料

( 電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 )

### ■事業報告

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度中の役員の異動

(当事業年度中の重要な兼職の異動の状況)

会計監査人の状況

会社の体制および方針

### ■連結計算書類

### ■計算書類

### ■監査報告

## マネックスグループ株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 880,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 251,363,684株  
 (注) 発行済株式の総数は自己株式保有数 (283,416株) を控除して計算しております。  
 (3) 株主数 108,435名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社しずおかフィナンシャルグループ	51,091	20.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	28,766	11.44
株式会社松本	22,080	8.78
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	9,327	3.71
J P モルガン証券株式会社	6,248	2.48
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	3,798	1.51
工藤 恭子	3,455	1.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,618	1.04
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,526	1.00
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	2,484	0.98

- (注) 1. 持株数、持株比率は表示未満の端数を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式保有数 (283,416株) を控除して計算しております。  
 3. 株式会社松本は、当社取締役の松本大氏が発行済株式の100%を所有する資産管理会社です。なお、2026年3月末の松本大氏の保有株数は1,120,300株、株式会社松本の保有株数は22,080,200株、両者の保有合計株数は、23,200,500株です。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中における役員に対する譲渡制限付株式の割当ては、下記の通りです。

	株式を交付した者の人数	株式数
取締役 (社外を除く)	3名	30,100株
取締役 (社外)	6名	41,400株
執行役	4名	17,500株

(注) 取締役を兼務する執行役は取締役に含めて表示しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 当事業年度中の役員の異動 (当事業年度中の重要な兼職の異動の状況)

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 異 動
取 締 役 取 締 役 会 議 長	松 本 大	TradeStation Group, Inc.の取締役会長から取締役に就任 (2025年4月17日)
取 締 役	大 八 木 崇 史	TradeStation Group, Inc.の取締役から取締役会長に就任 (2025年4月17日) マネックス・アセットマネジメント株式会社の取締役に退任 (2025年6月27日)
取 締 役	堂 前 宣 夫	株式会社良品計画の取締役会長を退任 (2025年11月23日)
取 締 役	下 川 亮 子	SOMPOホールディングス株式会社のグループCSuO執行役から執行役員SOMPOウェルビーイング担当に就任 (2025年4月1日)
執 行 役	萬 代 克 樹	マネックス・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長から会長に就任 (2025年6月27日) カタリスト投資顧問株式会社の取締役に退任 (2025年6月27日)
執 行 役	山 中 卓 也	マネックスPB株式会社の代表取締役に就任 (2025年11月27日)

(注)取締役 下川 亮子氏は、2026年4月1日付でS O M P Oヘルスサポート株式会社代表取締役社長  
社長執行役員に就任いたしました。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	95百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	4百万円
合計	99百万円
当社およびその子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	795百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 一部の子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 監査委員会は、会計監査人および執行役からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、必要に応じて質疑を実施し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適切な監査を実施しているかを監視し、検証しております。

それらの結果により、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員会は、監査委員会の委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

このほか、監査委員会は、会計監査人が適正性、有効性または効率性の面で問題がないか毎年検討し、これらの面で問題があると判断した場合、その他必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

## 会社の体制および方針

**〔執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および運用状況〕**

1. 執行役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制その他当社の業務ならびに当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、取締役会決議により、上記体制（以下、「内部統制システム」）の構築に関する基本方針を以下のとおり定め、これに従い内部統制システムを構築して適切に運用するとともに、継続的な改善に努めます。

(1) 会社法が定める内部統制システムの構築に関する取締役会等の役割

① 会社法が定める内部統制システムの構築に関する取締役会の役割

- ・ 取締役会は、執行役の職務の執行を監督します。
- ・ 取締役会は、内部統制システムを構築します。
- ・ 取締役会は、当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を整備します。また、取締役会は、重要なものとして取締役会が指定する関連会社（以下、「指定関連会社」）の業務の適正を確保するために必要な体制を整備するよう努めます。（以下、当社の子会社および指定関連会社を総称して「子会社等」）

② 会社法が定める内部統制システムの構築に関する監査委員会の役割

- ・ 監査委員会は、法令および規程に定められた権限を行使し、執行役および取締役の職務の執行を監査します。
- ・ 監査委員会は、内部統制システムの運用について監査します。

(2) 監査委員会の職務の執行に必要な事項

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- ・ 監査委員は、その職務の執行に必要な場合は、監査委員会室に監査委員会の職務の執行の補助を委嘱することができます。

② 前記①の取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ・ 当社は、監査委員会室所属員の人事については、監査委員全員に諮問を行うものとします。

③ 監査委員会の前記①の取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 当社は、監査委員会室所属員につき、監査委員会の指示を実効的に遂行するために

必要な知識・能力を備えた人員を配置します。

#### ④監査委員会への報告に関する体制

##### <当社における報告体制>

- ・当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人は、監査委員会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の報告および説明をします。
- ・当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人は、職務執行に関し重大な法令・定款その他の社内規則違反もしくは不正行為の事実、子会社等における重大な法令・定款その他の社内規則違反もしくは不正行為の事実、または当社または子会社等に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、その内容について、監査委員会、監査委員会室または内部監査室のいずれかに報告しなければならないこととします。当該報告を受けた監査委員会室または内部監査室は、速やかにその旨を監査委員会に報告するものとします。

##### <子会社における報告体制>

- ・当社は、子会社の取締役、監査役、使用人等が、監査委員会の求めに応じてその職務の執行に関する事項の報告および説明をするための体制を構築します。
- ・子会社の取締役、監査役および使用人は、職務執行に関し重大な法令・定款その他の社内規則違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、その内容について、当該子会社の取締役、監査役または内部監査部門のいずれかに報告しなければならないこととします。当該報告を受けた子会社の取締役、監査役または内部監査部門は、速やかにその旨を監査委員会、監査委員会室または内部監査室のいずれかに報告するものとします。
- ・子会社の取締役、監査役および使用人は、職務執行に関し重大な法令・定款その他の社内規則違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、その内容について、監査委員会、監査委員会室または内部監査室のいずれかに直接報告することができるものとします。

##### <その他の報告体制>

- ・当社は、指定関連会社の取締役、監査役、使用人等が、監査委員会の求めに応じてその職務の執行に関する事項の報告および説明をするための体制の構築に努めます。
- ・当社は、指定関連会社の取締役、監査役および使用人が職務執行に関し重大な法令・定款その他の社内規則違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、その内容について当該指定関連会社の取締役、監査役または内部監査部門のいずれかに報告し、かつ、当該報告を受けた指定関連会社の

取締役、監査役または内部監査部門が速やかにその旨を監査委員会、監査委員会室または内部監査室のいずれかに報告する体制の構築に努めます。

- ・ 当社は、指定関連会社の取締役、監査役および使用人が職務執行に関し重大な法令・定款その他の社内規則違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、その内容について、監査委員会、監査委員会室または内部監査室のいずれかに直接報告することができる体制の構築に努めます。

⑤前記④の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 前記④の報告をしたことによる不利な取扱いを禁止する方針を定め、その周知と運用の徹底に努めます。

⑥監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 当社は、監査委員会の職務の執行に必要な予算を確保するとともに、監査委員会の職務の執行を妨げないよう、予算外の費用が必要となった場合においても、これを適切に処理します。
- ・ 監査委員会は、当社の費用において、その職務を執行するために必要な外部のアドバイザー、弁護士、その他専門家を利用できるものとします。

⑦その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査委員会は、事業活動全般にわたり、各執行役ならびに子会社の取締役および監査役と随時意見交換を行います。
- ・ 監査委員会は、必要に応じ、事業活動全般にわたり、指定関連会社の取締役および監査役と随時意見交換を行うよう努めます。
- ・ 監査委員会は、内部監査室から内部監査の結果や改善が必要とされた事項についてのその後の状況等の報告を受けることができるものとします。また、必要に応じて内部監査室に対し調査の要請を行うことができるものとします。

(3) 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・ 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当社および子会社等の個々の取締役、執行役および使用人が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定めます。

- ②内部監査部門の設置
  - ・執行役および使用人の適切な職務執行を確保するため、内部監査室を設置します。
- ③内部通報制度の整備
  - ・法令遵守上疑義のある行為等についての早期発見および是正を図ることを目的として、子会社等も含め利用可能な内部通報制度を整備します。
- (4) 執行役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
  - ・執行役の職務の執行にかかる情報については、文書その他の情報の取り扱いにかかる規程に従い適切に保存および管理を行います。
- (5) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社および子会社等の損失の危険の管理に関し、リスク管理の基本方針および体制にかかる規程を定めるとともに、管理すべきリスク項目毎の具体的なリスク管理方針および体制を当該リスクを担当する執行役が決定します。セグメントを担当する執行役は、自らのセグメントにおけるリスクの管理を行い、当社および子会社等の経営に影響を及ぼすリスクを検知した場合、リスク管理統括責任者および当該リスクを担当する執行役に報告します。リスクの管理状況をリスク管理統括責任者が定期的に取り締役に報告し、取締役会において確認することによりリスクの管理を行います。
- (6) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①機関設計
    - ・取締役会の決議により、法令により認められた範囲で、業務執行の決定を執行役に委任し、業務執行の効率化・迅速化を図ります。
  - ②組織関連規程の整備
    - ・執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、職務権限、業務分掌および決裁権限にかかる規程を定めます。
- (7) 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ①子会社等の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
    - ・子会社等の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告については、子会社等の定めるところに従い適切に報告を行う体制とします。
  - ②子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ・子会社等についても上述の「(5)当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体

制」に記載した体制を整備し、リスクを管理しています。

③子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i)機関設計

- ・子会社の規模・業務内容に照らし、業務執行の効率化・迅速化に適した機関設計を行います。
- ・指定関連会社の規模・業務内容に照らし、業務執行の効率化・迅速化に適した機関設計を行うよう指導します。

(ii)組織関連規程の整備

- ・子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社において職務権限、業務分掌および決裁権限にかかる規程を定めます。
- ・指定関連会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、指定関連会社において職務権限、業務分掌および決裁権限にかかる規程を定めるよう、指定関連会社を指導します。

④子会社等の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(i)企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・子会社等の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当社および子会社等の個々の取締役、執行役および使用人が遵守すべき企業倫理にかかる基本的な考え方や行動指針を定めます。

(ii)内部監査部門の設置

- ・子会社の取締役および使用人の適切な職務執行を確保するため、各社の業務内容・規模に応じ、内部監査部門を設置します。指定関連会社の取締役および使用人の適切な職務執行を確保するため、各社の業務内容・規模に応じ、内部監査部門を設置するよう指導します。

(iii)内部通報制度の整備

- ・法令遵守上疑義のある行為等についての早期発見および是正を図ることを目的として、子会社等も利用可能な内部通報制度を整備します。

⑤子会社等の管理体制の整備

- ・子会社等の業務の適正を確保するための規程を定め、子会社等の業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行います。
- ・子会社等についての担当執行役を定めた場合、当該担当執行役は、担当する子会社の業務執行状況の監督その他必要に応じた指導および体制整備を実施し、業務の適正を確保します。また、当該担当執行役は、担当する指定関連会社の業務執行状況

の監督その他必要に応じた指導および体制整備を実施し、業務の適正を確保するよう努めます。

⑥子会社等に対する内部監査権限の確保

- ・子会社等に対し、各社の業務内容や規模に応じ、その業務について適切な機関が内部監査を実施する体制を構築するよう指導を行います。
- ・子会社に対し、必要に応じて直接内部監査を実施します。

⑦共通の各種基本方針の策定

- ・子会社等においても、本基本方針の趣旨を適切に反映した各種基本方針等を策定するように指導を行います。

(8) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

①財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制の整備

- ・財務報告における適正性および信頼性を確保するため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備します。

②子会社等に対する指導

- ・子会社等においても財務報告にかかる内部統制の体制整備・運用が適切に行われるために必要な指導を行います。

(9) 反社会的勢力との関係遮断

①反社会的勢力との関係遮断

- ・反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力に対しては毅然と対応します。

②子会社等に対する指導

- ・子会社等においても反社会的勢力との関係の遮断が適切に行われるために必要な指導を行います。

2. 執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、前記内部統制システムの構築に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適正な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- (1) 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに執行役の職務の執行が効率的に行われることの確保

当社は、当社および子会社等に共通の個々の役員および使用人が遵守すべき企業倫理・コンプライアンスに関する行動指針を定めております。当社の執行役および使用人の職務執行状況については、各部門等からの干渉を受けない独立性の高い内部監査部門を設置し、内部監査を実施しております。

また、法令遵守上疑義のある役員および使用人の行為等について、外部の弁護士による通報窓口を設置するほか、子会社等の役職員等も利用可能な当社グループの通報窓口を設置し、実効性のある内部通報制度を構築しております。

このような体制の下で取締役会は、法令で認められる範囲で業務執行の決定権限を執行役に委任し、業務執行の効率化・迅速化を図っておりますが、一方で執行役に対し、業務執行状況等について取締役会への定期的な報告を求め、執行役の職務執行状況を監督しております。

- (2) リスク管理体制

当社は統合リスク管理規程およびリスク管理体制を定め、当社および子会社等の直面するリスクを分類、評価した上で、リスク管理統括責任者が定期的に取り締役に報告することによりリスクの管理を行っております。

- (3) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、子会社等の経営管理に関する規程を定め、その業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行っております。

当社は、子会社等の各社の業務内容や規模に応じた上記(1)および(2)の体制整備を推進しており、かつ各社から必要な報告を受けております。また、子会社等においてもその業務について適切な機関が内部監査を実施する体制を構築するよう指導する他、必要に応じて当社の内部監査部門が直接内部監査を実施しております。

- (4) 監査委員会の職務の執行

監査委員会は当社および子会社等の役員および使用人、ならびに子会社等の監査役等に対しその職務の執行に関する事項の説明を求めるほか、内部監査部門から定期的に内部監査の結果や改善が必要とされた事項についてのその後の状況等の報告を受け、内部統制システムの運用について監査しています。

監査委員会の職務の執行には、執行役から独立した監査委員会室の人員が補助にあたっており、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保しております。

### 【剰余金の配当等の決定に関する方針】

当社は、成長領域への投資や事業基盤の強化を適正かつ積極的に推進しつつ、株主の皆様への利益還元をバランスよく実施することで、更なる企業価値の持続的拡大を目指すことを基本方針とします。このうち、株主利益還元は以下の通りとします。また、TSR（※）の向上を目指していきます。

1. 配当は、1株当たり配当金の下限を年30円とします。
2. 加えて、1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益の50%が上記1. を超えた場合には、1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益×50%を下限とした配当金を支払います。
3. また、環境を見て、機動的に自己株式取得を行います。

※  $TSR \text{ (Total Shareholder Return (株主総利回り))} = (\text{キャピタルゲイン (株価)} + \text{配当}) \div \text{投資額}$

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる」旨を定款に定めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額に係る表示単位未満の端数については、国際会計基準（IFRS）に基づく数値は四捨五入、それ以外の数値は切り捨てとしております。

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目             | 金額     |        |
|----------------|--------|--------|
| <b>収益</b>      |        |        |
| 営業収益           | 83,606 |        |
| その他の金融収益       | 4,907  |        |
| その他の収益         | 1,311  |        |
| 持分法による投資利益     | 2,963  |        |
| 収益合計           |        | 92,787 |
| <b>費用</b>      |        |        |
| 金融費用           | 8,696  |        |
| 売上原価           | 1,804  |        |
| 販売費及び一般管理費     | 64,632 |        |
| その他の金融費用       | 1,347  |        |
| その他の費用         | 551    |        |
| 費用合計           |        | 77,029 |
| 税引前利益          |        | 15,758 |
| 法人所得税費用        |        | 5,114  |
| 当期利益           |        | 10,643 |
| <b>当期利益の帰属</b> |        |        |
| 親会社の所有者        | 10,914 |        |
| 非支配持分          | △271   |        |
| 当期利益           |        | 10,643 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

## 連結包括利益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目                                      | 金額     |        |
|-----------------------------------------|--------|--------|
| 当期利益                                    |        | 10,643 |
| <b>その他の包括利益</b>                         |        |        |
| 純損益に振り替えられることのない項目                      |        |        |
| その他の包括利益を通じて公正価値測定する<br>資本性金融資産の公正価値の変動 | 41     |        |
| 純損益に振り替えられる可能性のある項目                     |        |        |
| その他の包括利益を通じて公正価値測定する<br>負債性金融資産の公正価値の変動 | △27    |        |
| ヘッジ剰余金                                  | △195   |        |
| 在外営業活動体の換算差額                            | 2,574  |        |
| 持分法適用会社における<br>その他の包括利益に対する持分           | 1,654  |        |
| 税引後その他の包括利益                             |        | 4,047  |
| 当期包括利益                                  |        | 14,690 |
| <b>当期包括利益の帰属</b>                        |        |        |
| 親会社の所有者                                 | 15,015 |        |
| 非支配持分                                   | △324   |        |
| 当期包括利益                                  |        | 14,690 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

# 連結財政状態計算書

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目            | 金額      | 科目             | 金額      |
|---------------|---------|----------------|---------|
| <b>(資産の部)</b> |         | <b>(負債の部)</b>  |         |
| 現金及び現金同等物     | 52,786  | デリバティブ負債       | 91      |
| 金銭の信託         | 378,562 | 有価証券担保借入金      | 54,470  |
| デリバティブ資産      | 740     | 預り金            | 313,949 |
| 棚卸資産          | 37,876  | 受入保証金          | 119,765 |
| 有価証券投資        | 12,267  | 社債及び借入金        | 57,728  |
| 有価証券担保貸付金     | 57,041  | その他の金融負債       | 15,085  |
| その他の金融資産      | 85,016  | 引当金            | 513     |
| 有形固定資産        | 6,820   | 未払法人税等         | 2,102   |
| 無形資産          | 41,952  | 繰延税金負債         | 9,758   |
| 持分法投資         | 68,997  | その他の負債         | 43,338  |
| 繰延税金資産        | 531     | 負債合計           | 616,798 |
| その他の資産        | 4,179   | <b>(資本の部)</b>  |         |
|               |         | 親会社の所有者に帰属する持分 | 126,397 |
|               |         | 資本金            | 13,144  |
|               |         | 資本剰余金          | 49,651  |
|               |         | 自己株式           | △199    |
|               |         | 利益剰余金          | 45,554  |
|               |         | その他の資本の構成要素    | 18,248  |
|               |         | 非支配持分          | 3,573   |
|               |         | 資本合計           | 129,970 |
| 資産合計          | 746,768 | 負債及び資本合計       | 746,768 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

# 連結持分変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                          | 親会社の所有者に帰属する持分 |        |        |         |                                     |                                     |        |              |      |                        |        | 非支配持分   | 資本合計  |         |
|--------------------------|----------------|--------|--------|---------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------|--------------|------|------------------------|--------|---------|-------|---------|
|                          | 資本金            | 資本剰余金  | 自己株式   | 利益剰余金   | その他の資本の構成要素                         |                                     |        |              |      |                        |        |         |       | 合計      |
|                          |                |        |        |         | その他の包括利益を通じて公正価値測定する資本性金融資産の公正価値の変動 | その他の包括利益を通じて公正価値測定する負債性金融資産の公正価値の変動 | ヘッジ剰余金 | 在外営業活動体の換算差額 | 株式報酬 | 持分法適用会社におけるその他の資本の構成要素 | 計      |         |       |         |
| 2025年4月1日残高              | 13,144         | 51,285 | △723   | 46,266  | 200                                 | 69                                  | 594    | 14,307       | △828 | △327                   | 14,014 | 123,984 | 2,270 | 126,254 |
| 当期利益                     | -              | -      | -      | 10,914  | -                                   | -                                   | -      | -            | -    | -                      | -      | 10,914  | △271  | 10,643  |
| その他の包括利益                 | -              | -      | -      | -       | 41                                  | △28                                 | △195   | 2,629        | -    | 1,654                  | 4,100  | 4,100   | △54   | 4,047   |
| 当期包括利益                   | -              | -      | -      | 10,914  | 41                                  | △28                                 | △195   | 2,629        | -    | 1,654                  | 4,100  | 15,015  | △324  | 14,690  |
| 所有者との取引額                 |                |        |        |         |                                     |                                     |        |              |      |                        |        |         |       |         |
| 親会社の所有者に対する配当金           | -              | -      | -      | △10,214 | -                                   | -                                   | -      | -            | -    | -                      | -      | △10,214 | -     | △10,214 |
| 自己株式の取得                  | -              | △6     | △1,041 | -       | -                                   | -                                   | -      | -            | -    | -                      | -      | △1,047  | -     | △1,047  |
| 自己株式の処分                  | -              | 3      | 151    | -       | -                                   | -                                   | -      | -            | △153 | -                      | △153   | -       | -     | -       |
| 自己株式の消却                  | -              | △1,414 | 1,414  | -       | -                                   | -                                   | -      | -            | -    | -                      | -      | -       | -     | -       |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替         | -              | 1,411  | -      | △1,411  | -                                   | -                                   | -      | -            | -    | -                      | -      | -       | -     | -       |
| 株式報酬の認識                  | -              | 1,176  | -      | △1      | -                                   | -                                   | -      | -            | 287  | -                      | 287    | 1,462   | 238   | 1,701   |
| 支配の喪失とならない子会社に対する所有持分の変動 | -              | △2,804 | -      | -       | -                                   | -                                   | -      | -            | -    | -                      | -      | △2,804  | 1,421 | △1,383  |
| 子会社の支配喪失に伴う変動            | -              | -      | -      | -       | -                                   | -                                   | -      | -            | -    | -                      | -      | -       | △32   | △32     |
| 所有者との取引額合計               | -              | △1,634 | 524    | △11,626 | -                                   | -                                   | -      | -            | 134  | -                      | 134    | △12,602 | 1,628 | △10,975 |
| 2026年3月31日残高             | 13,144         | 49,651 | △199   | 45,554  | 240                                 | 41                                  | 399    | 16,935       | △694 | 1,327                  | 18,248 | 126,397 | 3,573 | 129,970 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

## 連 結 注 記 表

### 〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

#### 1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載および一部の注記を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

|             |                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数     | 39社                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 主要な連結子会社の名称 | TradeStation Group, Inc.<br>TradeStation Securities, Inc.<br>TradeStation Technologies, Inc.<br>Coincheck Group N.V.<br>コインチェック株式会社<br>3iQ Digital Holdings Inc.<br>3iQ Corp.<br>マネックス・アセットマネジメント株式会社<br>マネックスベンチャーズ株式会社<br>MV1号投資事業有限責任組合<br>MV2号投資事業有限責任組合 |
| 新規          | 5社                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 除外          | 8社                                                                                                                                                                                                                                                           |

### 3. 持分法の適用に関する事項

#### 持分法適用会社等の状況

|                |                                                                                   |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 持分法適用会社等数      | 12社                                                                               |
| 主要な持分法適用会社等の名称 | ドコモマネックスホールディングス株式会社<br>マネックス証券株式会社<br>Westfield Capital Management Company, L.P. |
| 新規             | 4社                                                                                |

持分法適用会社等には共同支配事業を含んでおります。

### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内の連結子会社および一部を除く海外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。なお、一部の海外連結子会社は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

### 5. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① デリバティブ以外の金融資産の評価基準および評価方法

##### i) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時の公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価により測定しています。

##### ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

資本性金融商品への投資のうち、売買目的保有でない投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができ、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行っています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、当初認識時の公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動額は、その他の包括利益の「その他の包括利益を通じて公正価値測定する資本性金融資産の公正価値の変動」として認識しています。当該金融資産の認識を中止した場合、または、公正価値が著しく下落した場合、その他の包括利益に計上されている累積損益は直接利益剰余金に振り替えており、純損益に振り替えられません。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益で認識しています。

### iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

負債性金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産は、当初認識時の公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動額は、減損利得または減損損失および為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止または分類変更が行われるまで、その他の包括利益の「その他の包括利益を通じて公正価値測定する負債性金融資産の公正価値の変動」として認識しています。当該金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益に計上されている累積損益は純損益に振り替えています。

### iv) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、その取得に直接起因する取引費用は発生時に純損益として認識しています。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動額は、純損益として認識しています。

### v) 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産およびその他の包括利益で測定される負債性金融資産については、予想信用損失を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を認識しています。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしています。なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していないと評価しています。また、全部または一部について回収ができずまたは回収が極めて困難であると判断された金融資産や期日経過が90日を超えた金融資産については、債務不履行に該当すると判断しています。

信用損失は契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を当初の実効金利で割り引いたものであり、予想信用損失は信用損失をそれぞれの債務不履行発生リスクでウェイト付した加重平均です。

当社グループは、ある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しています。

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。貸倒引当金の繰入額または戻入額は、減損損失または減損利得として純損益で認識しています。

② デリバティブの評価基準および評価方法

当社グループのデリバティブ資産およびデリバティブ負債は公正価値で当初測定し、その変動は純損益として認識しております。

③ 非金融資産の評価基準および評価方法

i) 棚卸資産

顧客取引を遂行する目的で保有している暗号資産は、当初認識時点においては取得原価で測定し、当初認識後においては売却コスト控除後の公正価値で測定しています。当初認識後の公正価値の変動は当該変動が発生した期の純損益として認識しています。

上記の目的で棚卸資産として保有する暗号資産の公正価値は、主要な暗号資産取引所の取引価格に基づいて算定しています。

上記以外の棚卸資産は、当初認識時点においては取得原価で測定し、当初認識後においては取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で測定しています。なお、正味実現可能価額は関連する市場環境を考慮した見積売価から販売または処分に必要な見積費用を控除して算定しています。

なお、利用者から預託を受けた暗号資産は、連結財政状態計算書上、資産として認識していません。

ii) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接関連する費用、解体・除去費用が含まれております。

iii) 無形資産

棚卸資産に該当しない暗号資産は、無形資産として認識し、当初認識時点において取得原価で測定するとともに、当初認識後においては取得原価から減損損失累計額を控除して測定しています。また、無形資産に分類した暗号資産は耐用年数が確定できない無形資産とみなし、償却を行っていません。

上記以外の無形資産は、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。

iv) 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産については、毎期末日に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんおよび耐用年数を確定できないまたは未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いております。

資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっております。

全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識します。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するよう配分しております。

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、過去に認識した減損損失につき毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費および償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて純損益として認識しております。

主要な有形固定資産の当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりです。

|       |       |
|-------|-------|
| 建物    | 3～18年 |
| 器具備品  | 2～20年 |
| 使用権資産 | 2～8年  |

### ② 無形資産

のれんおよび耐用年数が確定できない無形資産以外の無形資産の償却は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて純損益として認識しております。主要な無形資産の当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりです。

|          |     |
|----------|-----|
| 自己創設無形資産 | 5年  |
| 顧客関連資産   | 20年 |
| 技術関連資産   | 18年 |
| その他      | 18年 |

## (3) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が合理的に見積り可能な場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益として認識しております。

#### (4) 収益および費用の計上基準

当社グループは、顧客への金融サービス提供から生じる手数料等により収益を獲得しています。

金融商品の売買の相手方となる取引、利息および配当収益等の認識は、IFRS第9号に基づき認識しています。

それ以外の収益は、顧客との契約から生じる収益として、IFRS第15号に基づき以下の5つのステップを適用することにより収益を認識しています。これらのうち主要なものには、取引執行に伴う受取手数料や顧客の求めに応じて暗号資産の取引に関連する収益等が含まれます。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

以下に、連結損益計算書の関連項目ごとに含まれる収益の内容とその収益認識基準をまとめています。

##### ① 受入手数料

委託手数料は、IFRS第15号に従い、顧客からの売買注文を流通市場に取り次ぐ履行義務を充足した時に認識され、約定日等に履行義務が充足されるため、一時点で収益を認識しています。なお、暗号資産取引所における委託手数料は、受入手数料に含めて認識しています。また、ファンドの運用残高より算定される運用報酬は、受入手数料に含めて認識しています。

##### ② トレーディング損益

トレーディング損益に含まれる暗号資産交換業における収益は、顧客との契約に従って暗号資産の売買が成立し、暗号資産の移転が行われた時点で顧客に対する履行義務が充足されるため、IFRS第15号に従い、当該義務を充足した一時点で収益を認識しています。当該顧客との契約は、現金で純額決済できる非金融商品項目の売買契約を含むと判断し、IFRS第9号も適用しています。IFRS第15号は、顧客との契約の一部が他の基準の適用対象である場合、取引価格から当該他の基準が適用される部分を除外することを求めており、この結果、暗号資産の売却取引と購入取引の純額であるマージン相当額をIFRS第15号の適用対象である取引価格としています。

##### ③ 金融収益および金融費用

金融収益は、有価証券貸借取引収益、受取利息、受取配当金、有価証券投資の売却益、トレーディング商品以外のデリバティブの公正価値の変動等から構成されています。金融費用は、有価証券貸借取引費用、支払利息、有価証券投資の売却損、トレーディング商品以外のデリバティブの公正価値の変動等から構成されています。

金融収益のうち、受取利息、受取配当金および有価証券投資の売却益などについては、IFRS第9号に従い、発生時または収益の属する期間に認識しています。

また、金融収益のうち、有価証券貸借取引収益に含まれる外部業者への貸株料については、IFRS第15号に従い、外部業者に貸出期間にわたり株式を貸す履行義務を充足した時に収益が認識され、貸出

期間にわたり履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり収益を認識しています。

#### ④ 売上収益および売上原価

売上収益に含まれるステーキング収益は、暗号資産のステーキングを行いブロックチェーンネットワークから獲得する報酬から構成されています。ステーキング収益は、ブロックチェーントランザクションの検証が完了した時点で収益を認識し、受領した暗号資産の当該時点における公正価値をもって測定しています。

売上原価には、ユーザーへ付与するステーキング報酬が含まれています。ステーキングを行う暗号資産の大部分はユーザーから預託を受けたものであり、ステーキング報酬の獲得に密接に関連していることから、ブロックチェーンネットワークから受領したステーキング報酬のうちユーザーへ付与する部分について、売上原価として認識しています。

#### ⑤ 収益と費用の相殺

当社グループが本人当事者に該当しないと判断される取引については、収益および費用を相殺して純額で表示しています。

### (5) 外貨換算

#### ① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループ内の各企業の各機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産・負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産・負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しております。ただし、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算により発生した為替差額は、その他の包括利益として認識しております。外貨建取得原価により測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートを使用して換算しております。

#### ② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産・負債（取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む）については期末日の為替レートで、収益および費用については平均為替レートをを用いて日本円に換算しております。為替換算差額はその他の包括利益の「在外営業活動体の換算差額」として認識しております。

在外営業活動体が処分される場合には、在外営業活動体の換算差額に関連する金額は、処分損益の一部として純損益に振り替えます。

(6) リース

① 借手

当社グループは、リース開始日において、使用权資産およびリース負債を認識しています。使用权資産は、開始日において取得原価で測定しており、開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しています。

リース負債は、開始日において、同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しており、開始日後においては、リース負債に係る金利や支払われたリース料を反映するように帳簿価額を増減しています。リース負債を見直した場合またはリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用权資産を修正しています。

なお、短期リースおよび少額資産のリースについては、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しています。

② 貸手

当社グループは、リースをオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースのいずれかに分類しています。原資産の所有に伴うリスクと経済的価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、原資産の所有に伴うリスクと経済的価値のほとんどすべてを移転するものではない場合には、オペレーティング・リースに分類しています。なお、当社グループにおいてはファイナンス・リースはありません。

i) オペレーティング・リース

オペレーティング・リースによるリース料は、定額法により収益に認識しています。

ii) サブリース

貸手となるリースについては、サブリースを分類する際に、ヘッドリースが短期リースである場合には、オペレーティング・リースに分類し、それ以外の場合には、ヘッドリースから生じる使用权資産を参照して分類しています。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

金銭の信託

当社グループが有する一部の金銭の信託については、その信託勘定を連結しております。当該信託勘定が保有する金銭の信託は、顧客より預託を受けた資金を保全するため各国の法令に基づき分別管理し運用している資金であるため、連結財政状態計算書では金銭の信託として一括で表示しております。

**【会計方針の変更に関する注記】**

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準を採用しております。

| 基準書     | 基準名          | 新設・改訂の内容                   |
|---------|--------------|----------------------------|
| IAS第21号 | 外国為替レート変動の影響 | 通貨が他の通貨と交換可能でない場合の要求事項を明確化 |

当連結会計年度において重要な影響はありません。

## 〔重要な会計上の見積り〕

のれんおよび耐用年数が確定できない無形資産

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結計算書類に計上されている無形資産41,952百万円には、証券事業セグメントに関するのれん12,647百万円、および同セグメントに関する耐用年数が確定できない無形資産637百万円、クリプトアセット事業セグメントに関するのれん9,502百万円および同セグメントに関する耐用年数が確定できない無形資産900百万円が含まれています。

### (2) 上記項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、IAS第36号「資産の減損」の要求事項を踏まえ、のれんおよび耐用年数が確定できない無形資産について、少なくとも年1回減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを行っています。減損テストの実施にあたって、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の使用価値に基づき回収可能価額を算定しています。

#### ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

使用価値の算定において用いた主要な仮定には、証券事業セグメントにおいては、顧客口座数や顧客預託金残高、クリプトアセット事業セグメントにおいては、運用資産残高予測及び当該運用資産残高に基づいて算定される収益予測が含まれています。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

収益性が取得時の想定から大幅に悪化し事業計画の大幅な下方乖離が生じることなどにより、割引前将来キャッシュ・フローが大幅に下落した場合には、減損損失が発生する可能性があります。

## 〔連結財政状態計算書に関する注記〕

### 1. 担保に供している資産

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 現金及び現金同等物 (注) 1 | 9百万円      |
| その他の金融資産 (注) 2  | 37,657百万円 |

(注) 1.自己保険制度に基づき専用口座に預け入れている拘束性預金です。

2.金融商品取引のために取引金融機関及び取引所等に差し入れている担保及び敷金等です。

### 2. 当社グループが提供するサービスにおいて、顧客および取引先から受け入れた売却または再担保が可能な受入有価証券の公正価値

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 消費貸借契約により借り入れた有価証券 | 113,716百万円 |
| 受入保証金代用有価証券        | 8,293百万円   |

### 3. 当社グループが提供するサービスにおいて、売却または再担保として顧客および取引先に差し入れた有価証券の公正価値

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 消費貸借契約により貸し付けた有価証券 | 66,222百万円 |
|--------------------|-----------|

### 4. その他の金融資産に対して計上した貸倒引当金

680百万円

### 5. 有形固定資産の減価償却累計額

7,503百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 6. 運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約および貸出コミットメント契約等を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりです。

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 当座貸越契約および貸出コミットメント契約等の総額 | 91,843百万円 |
| 借入実行残高                   | 38,002百万円 |
| 差引額                      | 53,841百万円 |

## 〔連結持分変動計算書に関する注記〕

### 1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

|            | 当連結会計年度<br>期首株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数<br>(株) | 当連結会計年度末<br>株式数<br>(株) |
|------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 発行済株式      |                         |                         |                         |                        |
| 普通株式 (注) 1 | 253,647,100             | －                       | 2,000,000               | 251,647,100            |
| 合計         | 253,647,100             | －                       | 2,000,000               | 251,647,100            |
| 自己株式       |                         |                         |                         |                        |
| 普通株式 (注) 2 | 953,104                 | 1,543,312               | 2,213,000               | 283,416                |
| 合計         | 953,104                 | 1,543,312               | 2,213,000               | 283,416                |

(注) 1. 発行済株式における普通株式の減少2,000,000株は自己株式の消却によるものです。

2. 自己株式における普通株式の増加1,543,312株は市場買付、付与した譲渡制限付株式報酬の権利失効取得および端株の買い取りによるものであり、減少2,213,000株は消却および譲渡制限付株式報酬としての処分によるものです。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| (決議)                              | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|-------------|
| 2024年10月28日<br>2025年5月21日<br>取締役会 | 普通株式  | 2,527           | 10.00               | 2025年3月31日 | 2025年6月9日   |
| 2025年5月21日<br>取締役会                | 普通株式  | 3,841           | 15.20               | 2025年3月31日 | 2025年6月9日   |
| 2025年11月7日<br>取締役会                | 普通株式  | 3,846           | 15.30               | 2025年9月30日 | 2025年11月26日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの (予定)

| (決議)               | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-----------------|-------|---------------------|------------|-----------|
| 2026年5月22日<br>取締役会 | 普通株式  | 3,871           | 利益剰余金 | 15.40               | 2026年3月31日 | 2026年6月8日 |

## 〔税効果会計に関する注記〕

### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               | (百万円)   |
|---------------|---------|
| 繰延税金資産        |         |
| 繰越欠損金         | 94      |
| 有形固定資産および無形資産 | 324     |
| 未払金および未払費用    | 839     |
| 未払事業税         | 51      |
| 有価証券投資        | 270     |
| 貸倒引当金         | 168     |
| その他           | 314     |
| 繰延税金資産合計      | 2,060   |
| 繰延税金負債        |         |
| 有形固定資産および無形資産 | △1,782  |
| 有価証券投資        | △2,308  |
| 持分法投資         | △5,777  |
| その他           | △1,420  |
| 繰延税金負債合計      | △11,286 |
| 繰延税金負債の純額     | △9,226  |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                   | (%)  |
|-------------------|------|
| 法定実効税率            | 30.6 |
| (調整)              |      |
| 持分法投資損益           | △5.8 |
| 海外子会社の税額控除        | △1.7 |
| 永久差異              | 1.8  |
| 未認識の繰延税金資産        | 9.6  |
| 海外子会社等の適用税率差異     | △3.9 |
| その他               | 1.8  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 32.5 |

## 〔金融商品に関する注記〕

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、当社グループの経営に影響を与えるリスクを許容できる一定の範囲にとどめるために、リスクを適切に識別し、分析、評価した上で、(1)信用リスク、(2)流動性リスク、(3)市場リスクなど各々のリスクに応じた適切な管理体制を整備しております。

当社は、当社グループの経営に影響を与えるリスク全般を管理するための規程を定めており、金融商品に起因するリスクを含む各リスクは、当該リスクの所管部門を管掌する執行役が決定する具体的な管理方針および管理体制に従い管理し、各子会社に対してもリスク管理の方針および体制の整備を指導しております。当社ではリスク管理統括責任者を任命し、リスク管理統括責任者が当社および主要な子会社におけるリスク管理体制に関する整備状況および運用状況を把握のうえ、定期的に当社の取締役会に報告しております。

#### (1) 信用リスク

信用リスクは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により財務上の損失が発生するリスクであり、主として当社グループの顧客や取引金融機関等に対する取引先リスクおよび発行体リスクからなります。

##### ① 顧客取引に関わるリスク

当社グループはグローバルに多数分散した顧客基盤を有していることおよび取引上限の設定により、特定の顧客に対する過大な信用リスクが生じることはありません。顧客に対する債権の大部分は (i) 約定未受渡しの取引に基づく債権、(ii) 有価証券を担保とする貸付金、(iii) 先物オプション取引により構成されております。当社グループの金融商品取引業者においては、有価証券取引については前金、保証金または担保の差し入れを受けており、証拠金取引については取引状況の日常的なモニタリングを通じたポジション偏り等のリスク把握を行うとともに、証拠金維持率の適切な設定や強制決済の仕組みを設けることにより期日経過債権の発生を抑える仕組みを導入しており、顧客に対する債権についての信用リスクは限定的です。

##### ② 取引金融機関および決済機関に関わるリスク

当社グループの取引金融機関および決済機関は、基本的には国内または海外で認知された優良な金融機関および決済機関であり、それら機関に対する債権に関する信用リスクは限定的です。また、取引金融機関および決済機関に対する格付引下げ等の信用不安につながり得る情報を入手した場合には、関係部門間で連携をとりながらリスク回避のために必要な措置を講じるようにしております。

##### ③ 発行体に関わるリスク

当社グループでは資金運用のため米国財務省短期証券等の有価証券を保有しております。この有価証券の発行体に関わる信用リスクについては日常的にモニタリングを行っており、発行体に関わる信用リスクは限定的です。

## (2) 流動性リスク

流動性リスクは、企業が現金またはその他の金融資産の引渡しその他の方法による債務の決済に支障をきたすリスクです。当社グループの経営に必要な資金は、大手金融機関をはじめとする多数の金融機関からの借入、インターバンク市場からの調達、また、資本市場における社債の発行により調達し、一時的な余資は流動性の高い短期金融資産で運用しております。

当社グループでは資金繰り状況および見通しの把握を随時行っており、かつ、多数の金融機関との間で当座借越契約、コミットメントライン契約等を締結していることで、流動性リスクを軽減しております。また、当社グループ内で機動的に資金を融通しあうことを可能な体制とし、流動性リスクのさらなる軽減も図っております。

なお、顧客からの預り金や受入保証金は顧客分別金信託等を設定して分別管理しておりますが、その資産は法令に基づき国債、預金等で構成されており、十分な流動性を確保しております。

## (3) 市場リスク

市場リスクとは、市場における価格の変化により有価証券等の公正価値や将来のキャッシュ・フローが変動するリスクで、外国為替リスク、金利リスク等に分類されます。

### ① 外国為替リスク

当社グループは、グローバルに企業活動を行っており、各社が拠点とする機能通貨以外によるファイナンス、投資に伴う為替変動リスクに晒されています。当社グループは、為替リスクを回避する目的で、為替予約及び通貨スワップを利用しております。ヘッジ会計の要件を満たす取引については、ヘッジ会計を適用しております。

### ② 金利リスク

当社グループは、必要な資金を金融機関からの借入や資本市場における社債の発行により調達しており、長期的な資金調達に関して金利変動リスクに晒されております。

金利リスクの影響を受ける主な金融資産は金銭の信託ではありますが、リスク管理上、定量的分析結果を取締役に報告しております。

顧客分別金信託の運用につきましては、償還までの保有を原則とし、その間の利金収入を目的としております。運用商品は現状、米国財務省短期証券等の有価証券、銀行預金となっております。

当社グループは、これら資産・負債から生じる金利変動リスクをモニタリングし、急激な金利変動時には、金利スワップ等のデリバティブ取引等を利用することで、純損益の変動を機動的にヘッジする体制を整えております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当社グループが保有する金融商品の帳簿価額および公正価値は次のとおりです。

|           | 純損益を通じて<br>公正価値で測定<br>する金融資産お<br>よび金融負債 | その他の包括<br>利益を通じて<br>公正価値で測<br>定する資本性<br>金融資産 | その他の包括<br>利益を通じて<br>公正価値で測<br>定する負債性<br>金融資産 | 償却原価で<br>測定する<br>金融資産およ<br>び<br>金融負債 | その他の包括<br>利益を通じて<br>公正価値で<br>測定される<br>ヘッジ手段 | 帳簿価額<br>合計 | 公正価値    |
|-----------|-----------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|------------|---------|
|           | 百万円                                     | 百万円                                          | 百万円                                          | 百万円                                  | 百万円                                         | 百万円        | 百万円     |
| 現金及び現金同等物 | －                                       | －                                            | －                                            | 52,786                               | －                                           | 52,786     | 52,786  |
| 金銭の信託     | －                                       | －                                            | 22,297                                       | 356,265                              | －                                           | 378,562    | 378,562 |
| デリバティブ資産  | 199                                     | －                                            | －                                            | －                                    | 541                                         | 740        | 740     |
| 有価証券投資    | 11,843                                  | 424                                          | －                                            | －                                    | －                                           | 12,267     | 12,267  |
| 有価証券担保貸付金 | －                                       | －                                            | －                                            | 57,041                               | －                                           | 57,041     | 57,041  |
| その他の金融資産  | 118                                     | －                                            | －                                            | 84,898                               | －                                           | 85,016     | 85,016  |
| 合計        | 12,161                                  | 424                                          | 22,297                                       | 550,990                              | 541                                         | 586,412    | 586,412 |
| デリバティブ負債  | 79                                      | －                                            | －                                            | －                                    | 12                                          | 91         | 91      |
| 有価証券担保借入金 | －                                       | －                                            | －                                            | 54,470                               | －                                           | 54,470     | 54,470  |
| 預り金       | －                                       | －                                            | －                                            | 313,949                              | －                                           | 313,949    | 313,949 |
| 受入保証金     | －                                       | －                                            | －                                            | 119,765                              | －                                           | 119,765    | 119,765 |
| 社債及び借入金   | －                                       | －                                            | －                                            | 57,728                               | －                                           | 57,728     | 57,554  |
| その他の金融負債  | 449                                     | －                                            | －                                            | 14,636                               | －                                           | 15,085     | 15,085  |
| 合計        | 528                                     | －                                            | －                                            | 560,548                              | 12                                          | 561,087    | 560,913 |

(注) 金融資産および金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

(1) 現金及び現金同等物

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

(2) 金銭の信託

金銭の信託は、その内訳資産ごとに他の金融資産に準じて公正価値を見積っております。

(3) 有価証券投資

市場性のある金融商品については、市場価格を用いて公正価値を見積っております。市場価格が存在しない場合は、独立した第三者間取引による直近の取引価格を用いる方法、直近の入手可能な情報に基づく純資産に対する持分に基づく方法、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく方法等により公正価値を見積っております。

(4) デリバティブ資産、デリバティブ負債

為替予約取引については、報告日の先物為替相場に基づく方法により、公正価値を見積っております。金利スワップについては、満期日までの期間および割引率で将来キャッシュ・フローを割り引く方法により公正価値を見積っております。

(5) 有価証券担保貸付金、有価証券担保借入金、その他の金融資産、預り金、受入保証金、社債及び借入金およびその他の金融負債

市場性のあるものについては、市場価格を用いて公正価値を見積もっております。満期までの期間が短期であるものは、帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。また、満期までの期間が長期であるものは、取引先もしくは当社グループの信用力を反映した割引率を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により見積っております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当社グループが保有する金融商品の時価のレベルごとの内訳等は次のとおりです。

|           | レベル1    | レベル2    | レベル3   | 合計      |
|-----------|---------|---------|--------|---------|
|           | 百万円     | 百万円     | 百万円    | 百万円     |
| 現金及び現金同等物 | 52,786  | —       | —      | 52,786  |
| 金銭の信託     | 378,562 | —       | —      | 378,562 |
| デリバティブ資産  | —       | 740     | —      | 740     |
| 有価証券投資    | 773     | 974     | 10,520 | 12,267  |
| 有価証券担保貸付金 | —       | 57,041  | —      | 57,041  |
| その他の金融資産  | 110     | 84,905  | —      | 85,016  |
| 合計        | 432,232 | 143,661 | 10,520 | 586,412 |
| デリバティブ負債  | —       | 91      | —      | 91      |
| 有価証券担保借入金 | —       | 54,470  | —      | 54,470  |
| 預り金       | —       | 313,949 | —      | 313,949 |
| 受入保証金     | —       | 119,765 | —      | 119,765 |
| 社債及び借入金   | —       | 57,554  | —      | 57,554  |
| その他の金融負債  | 128     | 14,636  | 320    | 15,085  |
| 合計        | 128     | 560,465 | 320    | 560,913 |

#### 〔収益認識に関する注記〕

営業収益のうち、顧客との契約から生じた収益およびその他の源泉から生じた収益の区分は次のとおりです。

|               | 受入手数料  | トレーディング<br>損益 | 金融収益   | 売上収益  | その他の<br>営業収益 | 営業収益   |
|---------------|--------|---------------|--------|-------|--------------|--------|
|               | 百万円    | 百万円           | 百万円    | 百万円   | 百万円          | 百万円    |
| 顧客との契約から生じた収益 | 37,102 | 10,276        | 8,131  | 220   | 4,777        | 60,506 |
| その他の源泉        | —      | —             | 20,559 | 2,528 | 14           | 23,100 |
| 合計            | 37,102 | 10,276        | 28,690 | 2,748 | 4,791        | 83,606 |

## 〔棚卸資産に関する注記〕

棚卸資産として認識している暗号資産は、主にコインチェック株式会社が保有する暗号資産であります。

国際会計基準（IFRS）において暗号資産の取引等に係る基準は存在しません。このため、当社グループは、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項に基づき、「財務報告に関する概念フレームワーク」、IFRS解釈指針委員会（IFRIC）2019年6月アジェンダ決定および類似の事項を扱う基準を参照し、保有する暗号資産に対する会計上の支配の有無を総合的に勘案し、会計処理しています。

当社グループが保有する暗号資産のうち、会計上の支配があると判断した暗号資産については、連結財政状態計算書上、資産として認識しています。一方で、当社グループが保有する暗号資産のうち、利用者から預託を受けた暗号資産で、下記の事項を総合的に勘案した結果、会計上の支配がないと判断した暗号資産については、連結財政状態計算書上、資産として認識しておらず、対応する負債についても認識していません。

利用者から預託を受けた暗号資産のうち「資金決済に関する法律」上の暗号資産は、主に自らの計算において保有する暗号資産と同様に当社グループが管理する電子ウォレットにおいて保管しており、暗号資産の処分に必要な秘密鍵を当社グループが保管していますが、利用者との契約により利用者の指示通りに売買または送信することが定められており、利用者の許可のない当社グループによる使用は制限されています。また、当該暗号資産は、「資金決済に関する法律」および「暗号資産交換業者に関する内閣府令」等に基づき、利用者から預託を受けた暗号資産と自らの計算において保有する暗号資産を分別し、利用者ごとの残高を管理しており、利用者から預託を受けた暗号資産と自らの計算において保有する暗号資産を保管するウォレットを明確に区分し管理しています。さらに、当該暗号資産に係る経済的便益は原則として利用者に帰属し、当社グループは当該暗号資産の公正価値の重要な変動リスクに晒されていません。また、これらの暗号資産は、コインチェック株式会社の清算時等において、「資金決済に関する法律」および「暗号資産交換業者に関する内閣府令」等に基づき利用者は優先的に弁済を受ける権利を有しています。利用者から預託を受けた暗号資産のうち「資金決済に関する法律」上の暗号資産以外の暗号資産は、利用者から預託を受けた暗号資産と自らの計算において保有する暗号資産をデータベース上分別し、利用者ごとの残高を管理しております。さらに、当該暗号資産に係る経済的便益は原則として利用者に帰属し、当社グループは当該暗号資産の公正価値の重要な変動リスクに晒されていません。また、当該暗号資産の法律上の権利については必ずしも明らかにされていません。

会計上の支配があると判断した暗号資産のうち、顧客取引を遂行する目的で保有している暗号資産については、使用を指図する能力および経済的便益が当社グループに帰属することから、連結財政状態計算書上、棚卸資産として認識し、当初認識時点において取得原価で測定するとともに、当初認識後においては売却コスト控除後の公正価値で測定しています。また、上記以外の公正価値で測定していない暗号資産については、当初認識時点において取得原価で測定するとともに、当初認識後においては取得原価と売却コスト控除後の公正価値を比較して、いずれか低い方で測定しています。なお、利用者との暗号資産の消費貸借契約等に関する負債については、当社グループにおける当連結会計年度末の残高は37,543百万円であり、連結財政状態計算書の「その他の負債」に含まれています。

## 〔企業結合に関する注記〕

Coincheck Group N.V.（以下、「CCG」）は2025年10月14日にAplo SAS（以下、「Aplo」）の株式取得による子会社化を完了しました。

### (1)企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Aplo SAS

事業の内容 暗号資産プライムブローカレッジ

#### ② 取得日

2025年10月14日

#### ③ 取得した議決権付資本持分の割合

100%

#### ④ 企業結合を行った主な理由

欧州をはじめとする海外での暗号資産関連事業を拡大に向け、フランスの機関投資家向け暗号資産プライムブローカレッジであるAplo社を買収しました。Aploが有する独自の取引インフラや専門性と当社グループの強みを融合し、グローバルな機関投資家のニーズへの対応や新たなソリューションの提供を加速させることを目的としています。

#### ⑤ 被取得企業の支配獲得方法

CCGの普通株式及び現金を対価とする株式取得

(2)取得対価、取得した資産及び引き受けた負債の額

取得日現在における取得した資産及び引き受けた負債の公正価値は次のとおりです。

| 項目              | 金額 (注) 1 |
|-----------------|----------|
|                 | 百万円      |
| 取得対価 (注) 2      | 3,431    |
| 資産              |          |
| 現金及び現金同等物       | 278      |
| 識別可能無形資産        | 2,092    |
| その他             | 398      |
| 負債              |          |
| 繰延税金負債          | 523      |
| その他             | 380      |
| 取得資産及び引受負債 (純額) | 1,865    |
| のれんの認識額 (注) 3   | 1,565    |

(注) 1. 1ユーロ=175.77円 (2025年10月14日付) で換算しています。

2. 3,405百万円に相当するCCGの普通株式5,007,500株及びAplоの新株予約権保有者への現金対価26百万円です。

3. のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー及び超過収益力です。税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(3) 取得関連費用

取得関連費用は289百万円であり、すべて連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(4) 業績に与える影響

当連結会計年度の連結損益計算書には、取得日以降に被取得企業から生じた営業収益及び当期利益 (△損失) が、それぞれ84百万円、△428百万円含まれています。

企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合に、当連結会計年度の連結損益計算書には営業収益及び当期利益 (△損失) が、それぞれ185百万円、△753百万円含まれることになると概算しております。

## 〔1株当たり情報に関する注記〕

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 502.84円 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益    | 43.41円  |

## 〔重要な後発事象に関する注記〕

(当社子会社における第三者割当増資)

当社の連結子会社であるCoincheck Group N.V. (以下「CCG」)は、2026年5月12日にKDDI株式会社(以下「KDDI」)と株式引受等契約を締結し、KDDIに対して第三者割当の形で普通株式を新規発行する予定です。本取引の完了後、当社はCCGの発行済普通株式の71.1%(取引完了前83.6%)を保有し、KDDIはCCGの発行済普通株式の14.9%を保有することになります。本第三者割当増資の概要は以下のとおりです。

### CCGによる第三者割当の概要

|                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| ① C C G 発 行 株 式 数         | 普通株式28,536,516株            |
| ② 発 行 総 額                 | 65,063,256.48米ドル           |
| ③ 増 資 後 C C G 発 行 済 株 式 数 | 191,520,241株               |
| ④ 払 込 日                   | 2026年6月(予定) (※)            |
| ⑤ 新株発行後のKDDI所有CCG株式数      | 28,536,516株(議決権所有割合14.9%)  |
| ⑥ 新株発行後の<br>当社所有CCG株式数    | 136,247,594株(議決権所有割合71.1%) |

(※) 払込については、必要な許認可の取得等が条件となります。

(注) 本連結注記表中の記載金額は、表示単位未満の端数および比率を四捨五入しております。

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目            | 金額      | 科目             | 金額      |
|---------------|---------|----------------|---------|
| <b>(資産の部)</b> |         | <b>(負債の部)</b>  |         |
| 流動資産          | 21,677  | 流動負債           | 30,358  |
| 現金及び預金        | 18,850  | 関係会社短期借入金      | 28,700  |
| 関係会社短期貸付金     | 2,012   | 未払法人税等         | 60      |
| 未収収益          | 302     | 賞与引当金          | 75      |
| 未収還付法人税等      | 21      | 役員賞与引当金        | 53      |
| その他           | 490     | 預り金            | 1,070   |
| 固定資産          | 101,696 | その他            | 398     |
| 有形固定資産        | 341     | 固定負債           | 1,037   |
| 建物            | 191     | 繰延税金負債         | 732     |
| 器具備品          | 149     | その他            | 305     |
| 無形固定資産        | 105     |                |         |
| ソフトウェア        | 105     | 負債合計           | 31,396  |
| 投資その他の資産      | 101,249 | <b>(純資産の部)</b> |         |
| 投資有価証券        | 3,495   | 株主資本           | 90,510  |
| 関係会社株式        | 93,156  | 資本金            | 13,143  |
| その他の関係会社有価証券  | 3,280   | 資本剰余金          | 46,016  |
| 関係会社出資金       | 401     | 資本準備金          | 46,016  |
| その他           | 916     | 利益剰余金          | 31,549  |
|               |         | その他利益剰余金       | 31,549  |
|               |         | 繰越利益剰余金        | 31,549  |
|               |         | 自己株式           | △199    |
|               |         | 評価・換算差額等       | 1,466   |
|               |         | その他有価証券評価差額金   | 1,466   |
|               |         | 純資産合計          | 91,976  |
| 資産合計          | 123,373 | 負債・純資産合計       | 123,373 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額    |        |
|--------------|-------|--------|
| 営業収益         |       | 10,031 |
| 業務受託収入       | 2,458 |        |
| 不動産賃貸収入      | 488   |        |
| 関係会社受取配当金    | 6,853 |        |
| その他の営業収益     | 231   |        |
| 営業費用         |       | 4,732  |
| 販売費及び一般管理費   | 4,395 |        |
| 金融費用         | 337   |        |
| 営業利益         |       | 5,299  |
| 営業外収益        |       | 532    |
| 営業外費用        |       | 477    |
| 経常利益         |       | 5,353  |
| 特別利益         |       | 107    |
| 投資有価証券解約益    | 52    |        |
| 投資有価証券売却益    | 54    |        |
| 特別損失         |       | 697    |
| 投資有価証券評価損    | 434   |        |
| 関係会社株式評価損    | 229   |        |
| 投資有価証券売却損    | 33    |        |
| 税引前当期純利益     |       | 4,763  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3     |        |
| 法人税等調整額      | 157   |        |
| 当期純利益        |       | 4,602  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |        |              |                             |        | 評価・換算差額等    |                                  |                        | 純資産<br>合 計 |
|---------------------|---------|--------|--------------|-----------------------------|--------|-------------|----------------------------------|------------------------|------------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金  |              | 利益剰余金                       | 自己株式   | 株主資本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |            |
|                     |         | 資本準備金  | その他<br>資本剰余金 | その他<br>利益剰余金<br>繰越<br>利益剰余金 |        |             |                                  |                        |            |
| 当 期 首 残 高           | 13,143  | 46,016 | -            | 38,572                      | △723   | 97,009      | 1,508                            | 1,508                  | 98,517     |
| 当 期 変 動 額           |         |        |              |                             |        |             |                                  |                        |            |
| 剰 余 金 の 配 当         | -       | -      | -            | △10,213                     | -      | △10,213     | -                                | -                      | △10,213    |
| 当 期 純 利 益           | -       | -      | -            | 4,602                       | -      | 4,602       | -                                | -                      | 4,602      |
| 自己株式の取得             | -       | -      | -            | -                           | △1,040 | △1,040      | -                                | -                      | △1,040     |
| 自己株式の処分             | -       | -      | 2            | -                           | 150    | 153         | -                                | -                      | 153        |
| 自己株式の消却             | -       | -      | △1,414       | -                           | 1,414  | -           | -                                | -                      | -          |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替    | -       | -      | 1,411        | △1,411                      | -      | -           | -                                | -                      | -          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | -       | -      | -            | -                           | -      | -           | △41                              | △41                    | △41        |
| 当 期 変 動 額 合 計       | -       | -      | -            | △7,023                      | 524    | △6,498      | △41                              | △41                    | △6,540     |
| 当 期 末 残 高           | 13,143  | 46,016 | -            | 31,549                      | △199   | 90,510      | 1,466                            | 1,466                  | 91,976     |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 個別注記表

### 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準および評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
    - ① 子会社株式および関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。
    - ② その他有価証券
      - i) 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
      - ii) 市場価格のない株式等  
主として移動平均法による原価法によっております。
  - (2) デリバティブの評価基準および評価方法  
時価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

|      |       |
|------|-------|
| 建物   | 6～18年 |
| 器具備品 | 4～15年 |
  - (2) 無形固定資産  
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金  
従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
  - (2) 役員賞与引当金  
役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準  
当社は約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。  
主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は、「収益認識関係」に記載のとおりです。

## 〔重要な会計上の見積り〕

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を与える可能性があるものは、以下のとおりであります。

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式（注） 44,429百万円

関連会社株式 27,543百万円

子会社出資金 401百万円

（注）市場価格のある子会社株式を除く。

### 2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない関係会社株式および子会社出資金は取得原価をもって帳簿価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上して処理をしております。なお、超過収益力等を反映した価額で取得した株式の実質価額は、株式の発行会社の財政状態に超過収益力等を加味して算定しております。

当該実質価額の基礎となっている事業計画については、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があります。将来実績が事業計画を大幅に下回る場合は、当該関係会社株式の評価結果が見積りと異なり、翌事業年度の計算書類の当該関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 833百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりです。（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 295百万円

短期金銭債務 1,103百万円

長期金銭債務 305百万円

3. 貸出コミットメント契約等を締結しております。これらの契約に基づく貸出未実行残高は次のとおりです。

貸出コミットメント契約等の総額 10,000百万円

貸出実行残高 2,012百万円

差引額 7,987百万円

4. 運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約等を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりです。

当座貸越契約等の総額 55,000百万円

借入実行残高 28,700百万円

差引額 26,300百万円

5. 次の連結子会社の金融商品取引に関連して発生する債務および金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。債務保証の極度額は次のとおりです。

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| マネックスファイナンス株式会社          | 76,160百万円 |
| TradeStation Group, Inc. | 793百万円    |
| 計                        | 76,953百万円 |

#### 〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高は次のとおりです。

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 |           |
| 営業収益       | 10,016百万円 |
| 営業費用       | 521百万円    |

#### 〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式に関する事項

|          | 当期首株式数<br>(株) | 当期増加株式数<br>(株) | 当期減少株式数<br>(株) | 当期末株式数<br>(株) |
|----------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式 (注) | 953,104       | 1,543,312      | 2,213,000      | 283,416       |

(注) 自己株式における普通株式の増加1,543,312株は市場買付、付与した譲渡制限付株式報酬の権利失効取得および端株の買い取りによるものであり、減少2,213,000株は消却および譲渡制限付株式報酬としての処分によるものです。

## 〔税効果会計に関する注記〕

### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

|                       | (百万円)  |
|-----------------------|--------|
| 繰延税金資産                |        |
| 繰越欠損金                 | 1,806  |
| 関係会社株式                | 394    |
| 投資有価証券                | 245    |
| 関係会社出資金               | 37     |
| 未払事業税                 | 11     |
| その他                   | 415    |
| 繰延税金資産小計              | 2,912  |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △2,912 |
| 繰延税金資産合計              | —      |
| 繰延税金負債                |        |
| 関係会社株式                | △57    |
| その他有価証券評価差額金          | △675   |
| 繰延税金負債合計              | △732   |
| 繰延税金負債の純額             | △732   |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      | (%)   |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率               | 30.6  |
| (調整)                 |       |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △12.6 |
| 外国子会社配当等の益金に算入されない項目 | △34.9 |
| 評価性引当額の増減            | 19.2  |
| その他                  | 1.0   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 3.4   |

## 【関連当事者との取引に関する注記】

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

| 属 性  | 会社等の名称                   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係                   | 取引の内容                        | 取引金額         | 科 目       | 期末残高    |
|------|--------------------------|--------------------|---------------------------------|------------------------------|--------------|-----------|---------|
| 関連会社 | マネックス証券株式会社              | 所有<br>間接51%        | 役務の提供<br>役員の兼任                  | 役務の提供 (注) 1                  | 2,806        | 未収収益      | 250     |
| 子会社  | TradeStation Group, Inc. | 所有<br>直接100%       | 債務保証<br>役員の兼任                   | 債務保証 (注) 2<br>保証料の受取 (注) 2   | 793<br>20    | －<br>未収収益 | －<br>13 |
| 子会社  | マネックス<br>ファイナンス<br>株式会社  | 所有<br>直接100%       | 役務の提供<br>資金の貸借<br>債務保証<br>役員の兼任 | 資金の貸付 (注) 3                  | 18,229       | 関係会社短期貸付金 | 2,012   |
|      |                          |                    |                                 | 資金の回収 (注) 3                  | 16,954       | －         | －       |
|      |                          |                    |                                 | 利息の受取 (注) 3                  | 107          | 未収収益      | 2       |
|      |                          |                    |                                 | 資金の借入 (注) 3                  | 105,700      | 関係会社短期借入金 | 28,700  |
|      |                          |                    |                                 | 資金の返済 (注) 3                  | 89,700       | －         | －       |
|      |                          |                    |                                 | 利息の支払 (注) 3                  | 335          | 未払利息      | 1       |
|      |                          |                    |                                 | 債務保証 (注) 2,4<br>保証料の受取 (注) 2 | 76,160<br>88 | －<br>未収収益 | －<br>23 |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 役務の受入および提供については、対価の妥当性を勘案し協議の上で合理的に決定しております。
2. 金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、債務保証の料率については、市場保証料率を勘案して合理的に決定しております。
3. 資金の貸付および借入については、貸付および借入利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 社債の発行につき、債務保証を行っております。

### 〔収益認識に関する注記〕

当社の顧客との契約から生じる収益は、業務受託収入であります。業務受託収入については、当社の子会社等を顧客として、業務受託にかかる契約に基づき、当社の子会社に対し管理等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると共に顧客により便益が費消されることで充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

### 〔1株当たり情報に関する注記〕

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 365.91円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 18.30円  |

### 〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

(注) 本個別注記表中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

マネックスグループ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人  
東京 事務所

|                    |       |     |    |
|--------------------|-------|-----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 菅野  | 雅子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中村  | 方昭 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 御園生 | 豪洋 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マネックスグループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、マネックスグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

マネックスグループ株式会社  
取締役会 御中

|                         |       |     |    |
|-------------------------|-------|-----|----|
| 有限責任 あずさ 監査法人<br>東京 事務所 |       |     |    |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員      | 公認会計士 | 菅野  | 雅子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員      | 公認会計士 | 中村  | 方昭 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員      | 公認会計士 | 御園生 | 豪洋 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マネックスグループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

マネックスグループ株式会社 監査委員会

監査委員長 小 泉 正 明 ㊟

監査委員 下 川 亮 子 ㊟

監査委員 澤 野 隆 之 ㊟

(注) 監査委員長小泉正明、監査委員下川亮子及び監査委員澤野隆之は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上